

肝付町は新婚さんの
新生活を応援します!

最大
一世帯当たり
上限 **60万円**
(※要件有)

補助対象となる費用

- 🏠 住宅費用
 - ・住宅取得費用（新築・中古）
- 🏠 賃貸住宅費用
 - ・家賃1ヶ月分
 - ・敷金、礼金
 - ・共益費
 - ・仲介手数料
- 🏠 リフォーム費用
 - ・住宅の修繕、増築、改築設備の更新等の工事費用
- 🏠 引越費用
 - ・引越業者や運送業者へ支払った費用



詳細はHPをチェック

夫婦ともに39歳以下で、令和5年の夫婦の合計所得が500万円未満の方が対象です。
対象には要件があります。詳しくは企画調整課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 肝付町役場 企画調整課 ☎0994(65)8422